



## 北学園・南学園P T A会則

030817案

### 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は北学園・南学園P T Aと称し、事務局を北・南学園におく。

### 第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭・学校・社会における児童生徒の福祉を増進する。
- 2 会員の教養を高め、学園の教育の理解を深める。
- 3 家庭と学園の連絡を密にし、児童生徒の心身の健全な育成を図る。
- 4 会員の協力により教育環境の改善に努める。

### 第3章 方針

第3条 本会の方針は、次のとおりとする。

- 1 教育を目的とする民主的団体として活動する。
- 2 自主独立のもとで、非営利的・非宗教的・非政党的団体であって、いかなる団体にも支配・統制・干渉をも受けない。
- 3 教育問題について意見を述べ討議するが、学園の管理や教職員の人事に干渉しない。
- 4 国及び地方公共団体の適正な教育予算充実のため努力する。

### 第4章 会員

第4条 本会の会員は次のものとする。

- 1 学園に在籍する児童生徒の保護者
- 2 学園の教職員
- 3 本会の主旨に賛同し、活動に協力・支援する個人及び団体（入会を希望した校区在住者）で運営委員会が承認した者

### 第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第6条 会費は年額4,200円（月額350円）を6月に一括払いとする。年度途中の転出入においては月単位で精算するものとし、転出は在籍月まで、転入は翌月よりの支払いとする。ただし、第二子以上は会費を免除する。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 執行部役員

第8条 本会の執行部役員は会員の中より次のとおり定める。

- 1 会長 1名

- 2 副会長 3名
  - 3 書記 4名（内1名は教職員）
  - 4 会計 4名（内1名は教職員）
- ただし、副会長は第1学年から第4学年より1名、第5学年から7学年より1名、第8学年から第9学年より1名選出する。

第9条 前条の規定以外に、運営委員会の決定により顧問を置くことができる。

- 1 顧問は執行部役員の求めに応じ、本会の運営について助言・相談にあたる。
- 2 顧問は会長の対外的な職務を代行することができる。

第10条 執行部役員の任期は1年とし、4月1日をもってその始期とする。ただし、再選を妨げない。

第11条 執行部役員の任期途中で、転校や病気等やむを得ない事由が生じた場合、運営委員会にて審議する。

#### 第7章 執行部役員の選出

第12条 執行部役員は選考委員会で選出し、会員による信任投票で承認を得る。  
改選は毎年3月末までに行ない、新役員は、4月1日に就任する。

第13条 推薦委員会委員は、1年生から8年生の学級委員の中より各学年1名を選び、合計8名をもって構成する。  
8年生の委員は推薦委員会委員長に、6年生と3年生の委員は、それぞれ副委員長に任命される。

#### 第8章 執行部役員の任務

第14条 執行部役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、すべての会を招集し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- 3 書記は総会並びに各種会議を正確な記録を保管する。  
また、各会合の招集依頼文書を作成し、送付する。
- 4 会計は金銭の出納を司り、受領証及び経理の正確な記録を保管する。

#### 第9章 会計監査

第15条 役員選出に準じて選出された2名をもって構成し、本会会計監査の任にあたり、その結果を総会に報告する。

第16条 任期は、選出された翌年度の総会の日までとする。ただし、再選は妨げない。

## **第10章 機関**

第17条 本会には次の機関をおく。  
総会・執行部役員会・運営委員会・学年委員会・学年ブロック委員会・専門委員会（家庭教育委員会・広報委員会・校外生活指導委員会）・推薦委員会

## **第11章 総会**

第18条 定例総会を年1回開催する。必要に応じて、臨時総会を開催することができる。

第19条 総会に付議並びに報告する事項は次のとおりである。

- 1 前年度の事業ならびに決算の報告と承認
- 2 新年度事業計画ならびに予算の審議と承認
- 3 必要に応じて、会則の改正の審議と承認
- 4 その他重要事項

第20条 総会の決議は出席会員の過半数の同意を要する。

## **第12章 委員会**

第21条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の委員会を設ける。

## **第13章 運営委員会**

第22条 運営委員会は次のものをもって構成する。

- 1 執行部役員（会長、副会長、書記、会計）
- 2 各専門委員会委員長（家庭教育委員長・広報委員長・校外生活委員長）
- 3 各学年委員長、各学級長
- 4 校長（副校长）・教頭

第23条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 1 本会の行事について、その企画並びに有効な運営をはかる。
- 2 本会の事業計画案及び、予算案の作成をする。
- 3 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
- 4 その他総会において委任された事項を処理する。

## **第14章 学年委員会**

第24条 本会には次の委員会をおき、各学年における諸活動を推進する。

- 1 第1学年委員会
- 2 第2学年委員会
- 3 第3学年委員会
- 4 第4学年委員会
- 5 第5学年委員会
- 6 第6学年委員会

- 7 第7学年委員会
- 8 第8学年委員会
- 9 第9学年委員会

第25条 各学年委員会は、各学年の学級長をもって構成する。学年委員長は、該当学年における学級長の互選により決定する。

#### **第15章 学年ブロック委員会**

第26条 本会には次の委員会をおき、各学年ブロックにおける諸活動を推進する。

- 1 低学年ブロック委員会
- 2 中学年ブロック委員会
- 3 高学年ブロック委員会

第27条 各学年ブロック委員会は、該当学年ブロックの学年委員長をもって構成する。各学年ブロック長は、該当ブロックの副会長が兼ねて行い、書記及び会計もこの会に参加する。

#### **第16章 専門委員会**

第28条 本会には次の専門委員会をおく。

##### **1 家庭教育委員会**

- ・ 保護者としての自己研修につとめ、会員相互の親睦を図ると共に、地域と 交流しながら家庭の教育力を高める。
- ・ 保護者教育事業を企画し、社会教育の推進を図る。
- ・ 自己研修の場として家庭教育学級等を通じ教養を高め、明るい家庭を築くと共に健全な児童生徒の育成に努める。
- ・ 夜間（青少年健全育成条例をふまえる）の非行防止を重点に、巡回指導をする。

##### **2 広報委員会**

- ・ 会員意識の向上と本会活動の広報につとめる。

##### **3 校外生活指導委員会**

- ・ 児童生徒の校外生活での安全と非行防止に努める。
- ・ 児童生徒を交通事故及び不審者から守るための活動推進をはかる。
- ・ 地区会員を代表し、役員、学校、自治会等との連絡にあたる。
- ・ 町内各地区における児童生徒の校外生活の向上をはかる。
- ・ その他必要な事項

第29条 専門委員会のうち家庭教育委員会と広報委員会の委員および学級長は各学級の会員によって互選される。

第30条 校外生活指導委員は各地区 1 名とし、各地区の会員によって互選される。ただし、校外生活指導委員は必要に応じて増減することができる。

- ・ 地域ブロックは次のとおりとする。
  - ①北学園（北・東・中・西・県営団地ブロック）
  - ②南学園（柱本・高屋ブロック）
- ・ 地域ブロック長は、各ブロック1名とし、各ブロックの校外生活指導委員によって互選される。

### **第18章 推薦委員会**

第31条 第6章に規定する執行部役員及び会計監査、専門委員会委員長（家庭教育委員長・広報委員長・校外生活委員長）は、推薦委員会によって推薦されたものを信任投票により投票の過半数の承認をもって決定する。

第32条 推荐委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1 第13条にて選ばれたもの
- 2 校外生活指導委員会地域ブロック長

第33条 推荐委員会は、会長が招集する。

第34条 推荐委員の任期は、信任投票により候補者が承認された日までとする。

### **第19章 規定**

第35条 本会則に必要な諸規定は、運営委員会において制定及び改正することができる。

### **第20章 会則**

第36条 本会則の制定や改正は総会において、出席会員の3分の2以上の承認に基づき、行うことができる。

附則 本会則は、令和5年4月1日から施行する。